

事務連絡
平成 29 年 9 月 12 日

公益社団法人
日本看護協会助産師課 御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

公的さい帯血バンクに関する周知について（依頼）

日頃より母子保健行政推進につきまして御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、造血幹細胞移植に用いる臍帯血の提供を行う臍帯血バンクについて、平成 29 年 9 月 12 日に厚生労働省健康局難病対策課移植医療対策推進室が「臍帯血プライベートバンクの業務実態に関する調査報告書」（別添 1）を公表致しました。本調査結果において、契約締結時に、両親等の保管依頼者に対して、公的さい帯血バンク（※1）と臍帯血プライベートバンク（※2）の役割の違いや、白血病等の血液疾患の治療については、公的さい帯血バンクによる提供体制が整備されていること等について、十分な説明がなされていない可能性があることがわかりました。この結果を受け、厚生労働省健康局長より公益社団法人日本産婦人科医会長宛てに、「臍帯血採取時における適正な情報の提供について（健発 0912 第 2 号）」の厚生労働省健康局長通知が発出されております。

つきましては、貴会におかれましては、別添 1 及び別添 2 の内容について御了知いただき、臍帯血プライベートバンクとの契約を希望される方や質問があった場合には必要な情報が提供されるようパンフレット（別添 3）等を用いた適切な情報提供にご協力いただけますようお願いいたします。

また、厚生労働省では新たに臍帯血プライベートバンクに対して、業務内容について届け出を求めることとしており、厚生労働省ホームページ

（http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/ishoku/saitaiketsu.html）で当該届出内容を公表する予定です。ホームページに提供事業者が掲載されていない場合は情報提供にご協力をお願い致します。また、貴会会員への周知を速やかにお願い申し上げます。

なお、都道府県及び政令市、特別区の母子保健主管部（局）及び公益社団法人日本助産師会に対しても同様の事務連絡を送付しております。

（※1）公的さい帯血バンク...

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成 24 年法律第 90 号）に基づいて厚生労働大臣の許可を受けたさい帯血供給事業者が、国の定める品質・安全性基準に則り、移植医療施設を通じて、

移植を必要とする患者へ臍帯血の提供を行っている。

(※2)プライベート臍帯血バンク...

出生児等の将来の疾病の治療に備えるため、両親等からの委託を受けて当該出生児の出産時に臍帯血を採取、保存等を行う業者

別添1：臍帯血プライベートバンクの業務実態に関する調査報告書

別添2：臍帯血採取時における適正な情報の提供について

別添3：パンフレット「赤ちゃんを出産予定のお母さんへ」

パンフレット URL

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/ishoku/dl/saitaiketsu01-1.pdf